

環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人農畜産業振興機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第7条第1項の規定に基づき、令和7年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の令和7年度における調達の目標

令和7年度における個別の特定調達物品等の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更(令和7年1月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙 類

コピー用紙 フォーム用紙 インジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー(汎用型) ステープラー(汎用型以外)	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 布粘着テープ（プラスチック製 クロステープを含む。） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スポ ンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む） のり（澱粉のり）（補充用を含 む） のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品	
--	--

アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付／首下げ型） 鍵かけ チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
--	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

4. 画像機器等

コピー機	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------	--------------------------

複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	
--	--

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

7. 移動電話

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------------------	--------------------------

8. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

9. エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

11. 照 明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

12. 自動車等

乗用車 乗用車タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----------------------------	--------------------------

13. 消火器

消火器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----	--------------------------

14. 制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
----------------------	--------------------------

15. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

16. 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------	--------------------------

17. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

18. 設 備

テレワーク用ライセンス Web 会議システム	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---------------------------	--------------------------

19. 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源 *毛布 *テント *作業手袋 *ブルーシート *一次電池 (*は他の分野と同品目)	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

20. 公共工事 調達の予定はない。

21. 役務

省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃	調達の予定はない。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達の予定はない。 調達の予定はない。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達の予定はない。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--

タイルカーペット洗淨 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送（自動車） 庁舎等において営業を行う小 売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達の予定はない。 調達の予定はない。 調達の予定はない。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達の予定はない。 調達の予定はない。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	---

2 2. ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------	--------------------------

II 特定調達物品等以外の令和7年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- 1 環境物品等の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。
- 2 O A機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 本調達方針は、本部事務所及び地方事務所を対象とする。
- 2 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 3 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 4 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 5 本調達方針に基づく調達担当窓口は、経理部経理課とする。
- 6 契約事務責任者は、自己の所掌に係る部室等の環境物品等の調達の推進を図る業務を補助させる者として、グリーン調達推進員を指名するものとする。
また、事務局におけるその他経理部長の指名する者については、必要に応じて経理

部長が指名するものとする。

(別紙)

独立行政法人農畜産業振興機構グリーン調達推進体制の概要

